

広島高速5号線トンネル施工管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域住民の安全・安心を確保するため、広島高速5号線シールドトンネル工事に関する技術的事項について、専門的見地から審議し広く意見・助言を得ることを目的として、広島高速5号線トンネル施工管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、広島高速5号線シールドトンネル工事に関する次の事項について審議する。

- (1) 実施設計
- (2) 施工計画・計測計画
- (3) 施工管理

(委員会)

第3条 委員会は、別紙に掲げる委員長及び委員により構成し、広島高速道路公社理事長が委嘱する。

2 委員長は、会務を統括する。

3 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱開始日から令和8年3月31日までとする。ただし、任期の延長を妨げない。

(情報公開)

第6条 情報公開に関する必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、広島高速道路公社内に置く。

(その他)

第8条 本要綱に定めるものの他、委員会の運営に関する必要な事項は、その都度別に定める。

(附則)

この要綱は、平成28年12月5日から施行する。

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年12月12日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

この要綱は、令和7年7月9日から施行する。

広島高速5号線トンネル施工管理委員会 委員名簿

区分	氏名	所属・役職
委員長	すぎもと みつたか 杉本 光隆	長岡技術科学大学 名誉教授
委員	いさご のぶはる 砂金 伸治	東京都立大学 都市環境学部 教授
〃	かなおり ゆうじ 金折 裕司	元山口大学大学院 理工学研究科 教授
〃	くさ か あつし 日下 敦	国立研究開発法人土木研究所 つくば中央研究所 道路技術研究グループ 上席研究員
〃	ましも ひでと 真下 英人	一般社団法人日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所 所長
〃	まつもと やすなお 松本 泰尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授
〃	やまもと はるゆき 山本 春行	広島大学 名誉教授

(令和7年7月9日現在、敬称略)